

岩手県告示第804号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成22年10月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市岩脇町並びに東黒石野一丁目、二丁目及び三丁目地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成22年10月4日から同年12月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（地図混乱地域の実態調査及び基準点設置作業）